

平成20年第3回定例会採択請願・陳情要旨



結果一覧へ

請願第11号

「(仮称)検見川3丁目計画新築工事」による住環境悪化の防止に関する請願

千葉市花見川区検見川町3丁目327-3(ほか6筆(敷地16,653.82平方メートル)に(仮称)検見川3丁目計画新築工事(地上8~10階建て地下1階3棟、433戸、機械式立体駐車場395台)が予定されています。

建設予定地は小高い丘の頂上に位置しているため、当該高層建築物が建設されると近隣住民に対して甚大な影響が発生するとともに、地域の社会インフラに対して過大な建設規模であるため、交通安全、消防活動、避難行動、教育、環境などのさまざまな面で弊害の発生が予想されます。

当該高層建築物が計画どおり完成すると近隣住民の住環境が著しく悪化することから、近隣住民並びに周辺住民は当該新築工事に反対しております。検見川町の住環境悪化を防止するため、下記事項を請願します。

記

- 1 近隣住民の平穏な生活環境と安全が損なわれないように、総戸数は現状並みの約200戸に削減し、階数を現状並みの最高4階までの高さとするよう、建築主に対して市よりの積極的な指導をすること
- 2 住民と建築主との十分な協議による合意ができるまでは工事に着工しないよう、建築主に対する市よりの強い指導をすること



先頭へ

陳情第7号

エクセル西千葉等マンション建設時における消防局等関係部局との事前協議に関する陳情

エクセル西千葉は、平成9年に近鉄不動産により建設されました。

平成18年10月頃、当マンションの管理組合が、国道357号上り車線から消防車が進入し国道と平行につくられている市道に通り抜けできるための進入路工事を地元の業者に依頼しました。

しかし、平成20年1月頃に同業者より、国土交通省への舗道切り下げ申請等のための作業に努力中だが、市消防局への聞き取り調査で、既に消防自動車等が通り抜けられるように舗道の切り下げがなされているはずであると言われたとのことでした。

美浜消防署に真偽のほどを確認したところ、その進入路は、マンション建設の際、消防局と近鉄不動産との事前協議で合議されて、平成8年12月頃の竣工検査の時、消防局の職員が自動車で通過して、国道から敷地内に進入可能であることを確認しているとのことでした。

しかし、近鉄不動産に管理を委託されている近鉄管理は、本年3月の管理組合の総会の席上で、近鉄はなぜ事前協議の合意を遵守しないのかとの私の質問に対し、当初の建築確認申請どおり工事を行っている旨の返事をして、事前協議を無視し、消防局の国道からの通り抜けの検査がなかったかのような答弁をしています。

消防局と近鉄の説明は食い違っています。

その後、消防局は国道からの進入路が存在していない現状を確認し、近鉄不動産に対し複数回の行政指導を行っているようですが、いまだに進入路は建設されていません。

国道357号からの消防自動車の進入路は、エクセルの住民が切望していることから、下記事項を陳情します。

記

- 1 事前協議は市と業者との重要な約束事項であるとの認識に立ち、竣工検査のとおり、国道357号から消防自動車の進入路を建設して復元するよう近鉄不動産に対し、さらなる行政指導をすること
- 2 事前協議を無視して工事が行われている所のほかのマンション等でも想定されていることから、市民の安全を確保するため、消防関係の検査、点検の際には事前協議事項についても確認するよう努めること
- 3 消防局は市民の生活の安全と安心のために、年中、昼夜、いっときも休みなく努力しています。それに基づく市民安全のための指導内容が、事業者には遵守されるような実効性のある指導、対応のあり方についての研究、検討を行うこと